

議案第7号

加西市税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市税条例の一部を改正する条例

加西市税条例（昭和 42 年加西市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 51 条第 2 項第 1 号中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第 63 条の 2 第 1 項第 1 号中「名称及び個人番号（」の右に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。」を加える。

第 139 条の 3 第 2 項第 1 号中「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

行政不服審査法の施行に伴う所要の改正及び平成 28 年度与党税制改正大綱において個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことに伴う総務省通知に基づき所要の改正を行うもの。

【概要】

- ・「不服申立て」を「審査請求」に改める。
- ・市民税及び特別土地保有税の減免申請について申請者の利便性を高めるため、申請書の記載事項である個人番号を削る。